

ベトナムにおけるリスクベースの化学物質管理制度の強化に関する
日本国経済産業省とベトナム社会主義共和国商工省間の協力に関する覚書
(仮訳)

日本国経済産業省とベトナム社会主義共和国商工省（以下、「両者」という。）との間において、2012年7月15日に署名され、3年間継続した協力覚書が成功裏に実施されたことによって、両者は、ベトナムにおけるリスクベースの化学物質管理制度を強化するための協力（以下、「協力」という。）を、さらに継続する意向を表明する。

第1項 目的

本協力覚書（以下、「覚書」という。）の目的は、化学物質についての透明性のある科学的なリスク評価手法及び科学的なリスク管理手法を用いて、WSSD 2020 目標の達成及び人の健康や環境への化学物質による著しい悪影響の最小化のため、日越化学物質管理政策対話（以下、「対話」という。）の設立及び技術協力の実施を通じて、ベトナムにおける化学品法の実施を強化することである。

第2項 協力範囲

この覚書は、関係機関及び民間部門の参加による対話及び各プロジェクトの実施を通じて、第1項で述べた目的を達成するための以下の事項を協力範囲とする。

- （1）両者は、対話や各プロジェクト等の手段を通じて、日本及びベトナム双方の化学物質管理分野における、政策、法律、規制、技術等に関する知識、経験、手法、手段等を共有する。
- （2）両者は、化学物質管理分野における情報交換、セミナー、人材育成及びその他の活動に協力する。
- （3）両者は、合意に基づく決定に従って、その他の協力活動を実施する。

第3項 対話

両者は第2項に掲げた事項について共有するための対話を設立する。

- （1）両者は、日本またはベトナムにおいて対話を原則として年一回実施する。
- （2）両者は、事前に対話での議題とその他の関連事項を相談する。
- （3）両者は、必要に応じて、それぞれの国の他の政府関係機関、民間部門や学術経験者その他の関係者を招聘することができる。

第4項 ローリング・ワークプラン

- （1）本覚書を実行するためのローリング・ワークプランは、第6項に記載された責任者によって策定される。
- （2）適当な時期、特にローリング・ワークプランに示された課題が終了される場合又は新規又は追加的な活動によって補足されるべき場合には、第6項に記載された責任者によりローリング・ワークプランは更新又は修正されうる。

第5項 実施費用

- (1) ベトナム側は、両者により承認されたローリング・ワークプランに係るすべての活動に対して、職員とその執務室、会議室、ワークショップ設備及び事務用品を提供し、また化学物質データベース・システムの開発費用の負担に可能な範囲で努める。
- (2) 日本側は、両者により承認されたローリング・ワークプランに基づく専門家派遣、研修、及びコンサルティング等の活動に対する費用の提供に努める。

第6項 連絡窓口

本覚書に基づくすべての通知及び情報交換は、英語で記載され以下の責任者を窓口として行われる。

日本国経済産業省化学物質管理課
日本国東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
気付：化学物質管理課長

ベトナム社会主義共和国商工省ベトナム化学品庁
ベトナム社会主義共和国ハノイ市ホアンキエム区ハイパーチュン54
気付：ベトナム化学品庁長官

第7項 変更

- (1) 両者は、相互の書面による同意がある場合はいつでも、本覚書を変更しうる。
- (2) 第6項で指名される責任者は、相互の書面による同意によって本覚書とは別に、ローリング・ワークプランを変更しうる。

第8項 期間

覚書に基づく協力は、署名した日より開始され、5年間継続され、両者の同意によって延長されうる。

2015年7月3日署名

経済産業省

商工省

宮沢洋一
日本国経済産業大臣

Vu Huy Hoang
ベトナム社会主義共和国商工大臣